

最高裁秘書第3544号

令和元年7月8日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



司法行政文書開示通知書

平成31年2月1日付け（同月4日受付、最高裁秘書第599号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

上部に「回答してよろしいか」と記載されている文書（片面で1枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、個人識別情報（印影）及び公にすると広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

（担当）秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）



[REDACTED] 回答してよろしいか [REDACTED]

< 6/28(金) 貫那限 >

【回答】
